

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛和田新堀線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪四九番一地从先まで	熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から 同市高柳字神明坪五一番一地从先まで	区 間
一 二 ・ 二 〇 〽 一 八 八 ・ 七 〇	一 二 ・ 二 〇 〽 三 三 一 ・ 〇 〇	敷地の幅員 (メートル)
三 三 三 八 ・ 二 八	三 三 三 五 ・ 二 〇	延 長 (メートル)
		備 考

平成二十年十二月十九日付け  
埼玉県熊谷県土整備事務所長  
告示第二十七号の道路予定区  
域の一部変更である。